資料４

介護保険料所得段階の基準となる額の改正について

１　改正の内容

令和７年度分の介護保険料の所得段階（本市の所得第２、第３段階及び第５、第６段階の区切り）を決める基準額を「80 万円」から、「80 万９千円」に改正したもの。

２　改正の理由

介護保険料の算定にあたっては、これまで、老齢基礎年金（満額）の支給額相当として「年金収入等（課税年金収入＋年金以外の合計所得金額）80 万円」を所得段階の基準として設定していた。令和６年の老齢基礎年金（満額）の支給額が「80 万９千円」となることを踏まえ、満額受給者の保険料負担に影響が出ない（所得段階が前年度と同一になる）よう、令和７年１月に介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたため、それに合わせるもの。

※所得第１段階から第６段階までの要件は国が定めており、保険者に変更する余地がない。

＜参考＞令和６年度と令和７年度の第１号被保険者保険料

所得段階	対象となる方		基準額に対する割合	年額保険料（円）
	令和６年度	令和７年度		
1	生活保護を受給している方 同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で,本人が老齢福祉年金を受給している方		0.285	20,700
2	本人および同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	本人および同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が**80万9000円**以下の方	0.285	20,700
3	本人および同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超え,120万円以下の方	本人および同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が**80万9000円**を超え,120万円以下の方	0.395	28,800
4	本人および同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が120万円を超える方		0.685	49,900
5	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税の方がおり,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円以下の方	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税の方がおり,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が**80万9000円**以下の方	0.85	62,000
6	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税の方がおり,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が80万円を超える方	本人が市町村民税非課税で同じ世帯に市町村民税課税の方がおり,本人の前年の課税年金収入額と年金以外の合計所得金額の合計額が**80万9000円**を超える方	1 (基準額)	72,900
7	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が125万円未満の方		1.1	80,200
8	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方		1.25	91,100
9	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方		1.5	109,400
10	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方		1.7	124,000
11	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方		1.8	131,300
12	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方		2	145,800
13	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方		2.1	153,100
14	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方		2.3	167,700
15	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.5	182,300
16	本人が市町村民税課税で,本人の前年の合計所得金額が1,500万円以上の方		2.6	189,600